

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）

改正案	現行
<p>（国際会計基準）</p> <p>第二条 国際会計基準（規則第一条の二第一号二に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）は、英国ロンドン市キャノンストリート三十に所在する国際財務報告基準財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であつて、国際会計基準審議会の名において公表が行われたものとする。</p> <p>（指定国際会計基準）</p> <p>第三条 指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）は、前条に規定する国際会計基準であつて、平成二十二年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。</p>	<p>（国際会計基準）</p> <p>第二条 国際会計基準（規則第一条の二第一号二に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）は、英国ロンドン市キャノンストリート三十に所在する国際会計基準委員会財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であつて、国際会計基準審議会の名において公表が行われたものとする。</p> <p>（指定国際会計基準）</p> <p>第三条 指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）は、前条に規定する国際会計基準であつて、平成二十一年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。</p>

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）

改正案	現行
別表二（第三条関係） （略） 指定国際会計基準は、 <u>国際財務報告基準解釈指針委員会、国際財務報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会</u> が作成した解釈指針を含む。	別表二（第三条関係） （略） 指定国際会計基準は、 <u>国際財務報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会</u> が作成した解釈指針を含む。